

「歯科情報の利活用及び標準化普及に関する検討会」設置要綱

1. 目的

- 東日本大震災における身元不明遺体の身元確認において、身元不明遺体が有する歯科所見と歯科医療機関(病院・歯科診療所)が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによる身元確認の有効性が改めて示された。
- これまで「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」を実施し、試作的ではあるものの歯科診療情報の標準化が可能となった。
- 今後は、さらなる身元確認作業の効率化・迅速化に向けての体制整備や事業に対する国民及び医療従事者の理解と周知の必要性などを検討するため、今年度より後継事業として「歯科情報の利活用及び標準化普及事業」を実施し、本検討会を開催する。

2. 想定される主な検討内容

- ・前事業「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」のまとめ
- ・今年度からの後継事業「歯科情報の利活用及び標準化普及事業」の内容の再確認(身元確認作業の効率化・迅速化に向けての体制整備、事業に対する国民及び医療従事者の理解と周知の必要性など)
- ・その他

3. 構成

- ・座長は、検討会委員の中から互選により決定する。
- ・検討会の委員は、検討会の座長の意見を踏まえて、追加することが出来る。

4. 検討会の運営等

- (1) 検討会の審議の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- (2) 検討会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 検討会の庶務は、医政局歯科保健課において総括し、及び処理する。